



2023年5月19日

各 位

会社名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 義孝
(コード:8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 七條 利明
電話番号 03-3462-8011(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の当社第51期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 金地金の買取サービスにおけるインボイス制度対応のため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第35条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2023年6月29日（木）（予定）
定款変更の効力発生日：2023年6月29日（木）（予定）

以上

定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
<p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>15.</u> 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p><u>16.</u> 上記各号に付帯する一切の業務</p>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
<p>(<u>自己株式の取得</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u>	
第8条～第14条 (条文省略)	第7条～第13条 (現行どおり)
<p>(議長)</p>	<p>(議長)</p>
第15条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに任じ社長事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ず。	第14条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに任じ、 <u>社長に</u> 事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ず。

<p>第16条 1. ～2. (条文省略)</p> <p><u>3. 前項にかかわらず、当会社の定款を変更する決議は、法令による別段の定めあるときを除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>15人以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任および解任方法)</p> <p>第20条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. (条文省略)</u></p> <p><u>3. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上</u></p>	<p>第15条 1. ～2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>7名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任および解任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p>
--	---

をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(新 設)

(新 設)

第22条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

第21条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(新 設)

(取締役会の招集通知)

第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、原則 3 営業日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。

(新 設)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 2 4 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会)

(取締役会規程及び決議の省略)

第 2 4 条 (条文省略)

第 2 5 条 (現行どおり)

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 5 章 監査役および監査役会

(削 除)

(監査役の数)

(削 除)

第 2 5 条 当社の監査役は、4 名以内と

する。

(選任および解任方法)

第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、補欠の監査役をあらかじめ選任(以下予選という。)することができる。補欠の監査役の予選の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる議決権を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。その効力は予選後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の

(削 除)

(削 除)

任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の責任免除)

第28条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第30条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める「監査役会規程」による。

(新 設)

(新 設)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各取締役に対し、原則3営業日前

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 当社は、毎年3月31日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第<u>27</u>条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第<u>28</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p>第<u>29</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第<u>35</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第<u>459</u>条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>36</u>条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 当社は、第51期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。この定款に規定のない事項は、すべて法令の定めるところによる。</u></p>
--	--

以上